

「秋田県環境影響評価条例の一部を改正する条例（案）の概要」に関する

意見募集（パブリックコメント）の実施について

秋田県では、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年 6 月 11 日法律第 59 号）を踏まえ、関係資料のとおり秋田県環境影響評価条例の一部を改正します。

つきましては、県民の皆様からの意見を募集しますので、次によりお寄せくださるようお願いいたします。

1 改正する条例の名称

秋田県環境影響評価条例（平成 12 年 7 月 21 日秋田県条例第 137 号）

2 意見の提出期間

令和 7 年 10 月 1 日（水）から令和 7 年 10 月 31 日（金）（必着）まで

3 関係資料の閲覧場所等

（1）閲覧場所

秋田県生活環境部 環境管理課（県庁本庁舎 5 階）

秋田県総務部 広報広聴課（県庁本庁舎 1 階）

秋田県各地域振興局 総務企画部地域企画課

美の国あきたネット 環境管理課のホームページ

（2）閲覧時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（土曜日、日曜日及び祝日並びに美の国あきたネットを除く。）

4 意見の提出方法

郵便、ファクシミリ又は電子メール（別紙「意見書様式」様式を御活用ください。）
なお、電話や口頭による受付や回答はしませんので御了承ください。

5 意見提出の際の留意事項

いずれの方法による提出の場合も、提出される方の住所・氏名を明記してください。
住所・氏名を明記していない場合は、提出意見として扱わない場合もあります。

6 提出された意見の公表

提出していただいた御意見については、県の考え方を付して、内容を公表します。
その際、住所・氏名は公表しません。

また、同種の意見が複数ある場合は、整理し、まとめて公表することがあります。

なお、案に対する賛成・反対のみの意見については、そのような意見があったことは
公表しますが、改めて県の考え方を示すことはしません。

7 意見の提出先

秋田県生活環境部環境管理課環境審査チーム

[郵便] 〒010-8570 秋田市山王四丁目1番1号

[ファクシミリ] 018-860-3881

[電子メール] kankan@pref.akita.lg.jp